

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年6月8日

国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之

1 工事概要

- (1) 工事名 東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事
- (2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内
- (3) 工事概要 建物用途 病院
棟名称 医科棟
構造 鉄骨造、地下部鉄骨鉄筋コンクリート造
階数・面積 地上17階 地下4階 95,062.13㎡
工事内容 空気調和設備一式、自動制御設備一式、換気設備一式、
消火設備一式
- (4) 工期 契約締結時の翌日から平成28年6月30日（木）まで。
- (5) ~~本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~
- (6) 本工事は競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年度1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る平成27、28年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が、A等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績」の欠格に該当しないこと(入札説明書参照)。
- (5) 平成12年度以降に、病床数400床以上の病院において、元請けとして完成・引渡しが完了した、ユニット型空気調和機の設置工事(更新を含む)を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ ~~経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。~~
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係が有る者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照。))
- (10) 東京都内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。))

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点、施工体制評価点は、最高30点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、下記(3)③の評価項目毎に評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。
- ④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は、以下のとおりとする(詳細は入札説明書による。))。

- ① 企業の技術力
- ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性

- ・法令遵守（コンプライアンス）
- ・地域精通度
- ③ 企業の施工体制
 - ・品質確保の実効性
 - ・施工体制確保の確実性
- (4) ~~受注者の責めにより、提出された「施工計画（簡易型）」に基づく工事が施工されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。~~

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約掛

電話 03-5803-5053

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法等

平成27年6月8日（月）から平成27年7月6日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

上記（1）に同じ。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。また図面等の交付に当たっては、入札説明書に同封する図面等購入申込書に従って購入するものとする。図面は、実費（送料別途）により交付する。図面等の交付は、平成27年6月8日（月）から開始する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成27年6月9日（火）から平成27年6月18日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

上記（1）に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参すること。（郵送による提出は認めない。）持参の場合は、4（1）に提出すること。

(4) ~~入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法~~

~~平成25年 月 日（ ）～平成25年 月 日（ ）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで（ただし最終日の平成25年 月 日（ ）は11時00分まで。）。~~

~~上記（1）に同じ。~~

~~持参により提出すること（郵送による提出は認めない。）。~~

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成27年6月29日（月）から平成27年7月6日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで（ただし最終日

の平成27年7月6日(月)は11時00分まで。)

電子入札システムにより、提出すること。

なお、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること(郵送による提出は認めない)。

開札日時 平成27年7月7日(火) 11時00分

開札場所 〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45
東京医科歯科大学 1号館西3階財務施設部入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、有価証券の提供または銀行、または東京医科歯科大学学長が認める金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(2)の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書の作成の要否 要。

(7) 施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求められることがある。

(8) 関連情報を入札するための照会窓口 上記4(1)と同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争

参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（10）手続きにおける交渉の有無 無。

（11）対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

（12）詳細は入札説明書による。

数量公開の説明書

工事名：東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事

1. 数量公開とは

工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を、入札参加者等に対し参考資料として公開、提供するものである。

2. 提供する数量書について

数量公開にあたり提供する数量書は紙とする。

3. 数量の取扱いについて

数量書は、発注者の工事に関する積算の透明性、客観性、妥当性の確保とともに、入札参加者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化に資するために公開、提供するものであり、国立大学法人東京医科歯科大学工事請負契約要項別紙工事請負契約基準第1に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととする。

4. 数量書について

(1) 数量書の内容及び公開範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事費内訳書において、数量を一式としている項目の数量を記載した明細書についても、同様の扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した明細書については除くものとする。

(2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（統一基準）

(3) 数量書の数量

数量書における数量は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築設備数量積算基準（統一基準）

(4) 数量書の共通費積算

数量書における共通費積算は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事積算基準（統一基準）

5. 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対して質問がある場合においては、入札説明書の「**31 その他**」に従い質問書を提出すること。ただし、入札説明書等に対する質問書とは区別した質問書とすること。

なお、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- (2) (1) の質問に対する回答は、入札説明書の「**31 その他**」に従い閲覧に供する。

**一般競争入札に係る配布資料・競争参加資格確認申請書について
「東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事」**

○配付資料

1 入札説明書一式

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約掛において、無料で交付します。
入札説明書一式には、入札説明書、競争参加資格確認申請書等の様式、入札公告の写し、工事請負契約書（案）、競争加入者心得を含みます。

2 図面・現場説明書・数量書

株式会社トライ・エックスにおいて、実費（現場説明書・数量書は無料）で交付します。

なお、契約が成立した社は、**第二原図**の買取をお願い致します。

4 交付時期等

1) 入札説明書一式

平成27年6月8日から平成27年7月6日

2) 図面・現場説明書・数量書

平成27年6月8日から平成27年7月6日

上記の期間、添付のファックス申込用紙にて17時までに株式会社トライ・エックスに申し込み、平日の引き渡しとなります。

○競争参加資格確認申請書

1 同種の工事の施工実績として別紙様式3に記載した工事及び配置予定技術者の資格として別紙様式5に記載した工事について、次の資料を添付願います。

◎上記を証明する契約書、施工図面、資格者証等の写し

2 持参で資料を提出する場合は、製本、ホチキス止め及びファイリング等は一切行わず、バラのままダブルクリップで止めた形で提出願います。

また、図面以外の提出資料については、拡大・縮小等によりA4版に統一して提出願います。

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約掛
電話：03-5803-5053
FAX：03-5803-0355

東京医科歯科大学設計図面販売方法について

「図面等購入申込書」は、必ず一工事名に対して一枚記入



「図面等購入申込書」に必要事項記入の上、(株)トライ・エックスにFAX送信
(17:00締切)



「図面販売確認書」を(株)トライ・エックスより当日中にFAXにて返信



申込みをした翌営業日（月～金）以降の13:00～17:00に「図面販売確認書」を持参の上、(株)トライ・エックスにて図面等購入手続

※ 図面等の発送を希望される場合は購入手続きをした翌日以降着（発送方法等については電話にて確認願います。）になります。

※ 申込後のキャンセルはできません。

※ 図面内容等の問い合わせは東京医科歯科大学施設部施設企画課施設契約掛までお願いいたします。

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約掛

FAX 03-5227-3138

(株)トライ・エックス 頼成宛

設計図面等購入申込書

工 事 名	・東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事	
会 社 名		
住 所		
T E L		
F A X		
申込担当者	部 署	担 当 者

必ずお読み下さい

- ① この用紙の枠内をすべてご記入の上、FAXにてお申込ください。
- ② お申込みいただきますと弊社より「図面販売確認書」をFAXにて返信させていただきますので、指定の日時に「図面販売確認書」を持参の上、ご来社ください。
- ③ 午後5時までにお申込のFAXをいただければ、図面の販売は翌日13時から17時とさせていただきます。
- ④ 販売日には混雑が予想されますので、つり銭のないようご用意ください。

東京都新宿区中里町27番地
アップライゼ神楽坂ビル1F
TEL 03-5227-3137
FAX 03-5227-3138
(株)トライ・エックス
担当者 頼成 (らいじょう)

紙入札参加希望届出書

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長
吉澤靖之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ④

平成27年6月8日付けで公告のありました東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事に係る入札に関して、紙による入札を希望しますのでお届けします。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学
学長 吉澤靖之 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

平成27年6月8日付けで公告のありました東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者であること、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 記9(2)に定める工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 記9(2)③に定める工事成績を記載した書面
- 3 入札説明書 記9(2)④に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札説明書 記9(2)⑤に定める事故及び不誠実な行為を記載した書面
- 5 入札説明書 記9(2)に定める契約書等の写し

企業の施工能力(同種工事の施工実績)
 【東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事】
 会社名:

同種工事の判断基準		平成12年度以降に、病床数400床以上の病院において、元請けとして完成・引渡し完了した、ユニット型空気調和機の設置工事(更新を含む)を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態	単体/共同企業体(出資比率 %) JVの場合には、出資比率が証明できる資料を添付のこと。
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡)
	工 事 内 容	同種工事の判断基準である、本学が提示している条件を満たす内容を記載すること。また、それを証明できる資料(図面、仕様書等)を併せて提出すること。
CORINS登録の有無		有 () ・無 ※CORINS登録番号
東京都内に本店・支店又は営業所が所在する		当 ・ 否

工 事 成 績

【東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事】

会社名：

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、管工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	平成25年度	平成26年度
A:各年度の工事件数	$A_1 =$	$A_2 =$
B:各年度の工事成績の合計点数	$B_1 =$	$B_2 =$
X:各年度の平均点 $X = B/A$	$X_1 =$	$X_2 =$
Y:過去2年間の平均点 $Y = (B_1 + B_2) / (A_1 + A_2)$	Y =	

注1 実績がない場合はその旨を記入の上提出すること。

注2 各年度の平均点及び過去2年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3 工事成績評定の通知書の写しを完成年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成25年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有・無
--------------	-----

○事例

工事名	発注者
完成年月日 平成 年 月 日	引渡年月日 平成 年 月 日
具体的な内容(発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等)	

注1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数か月にわたり改善されず繰り返された場合

注2 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、入札説明書の別表1に記載される機関をいう。

(別紙)

工事成績相互利用登録機関(平成27年3月20日現在)

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課及び電気施設課
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課、沖縄総合事務局開発建設部営繕課 内閣総務官室(会計担当)
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇居警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部、警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、 行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
文部科学省	文部科学省 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所) 北海道開発局営繕部 航空局航空安全・保安対策課(旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室及び機械課並びに航空交通管制部施設運用監理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、 各都道府県の自然公園等事業担当部(局) (環境省から施行委任したものに限る)
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、 九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。)及び帯広、東海、 熊本各防衛支局(旧防衛施設局を含む。)

配置予定技術者の能力(同種工事の施工経験)
【東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事】

会社名:

配置予定技術者の 従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○ (フリガナを記載)		
法令による資格・免許	(例)一級管工事施工管理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)		
工事の経験の概要	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)	
	契 約 金 額		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等	
	工 事 内 容		
	CORINSへの登録	有 (_____) ・無 ※CORINS登録番号	
工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事の工事成績		
	完成年度		
	工事成績点数		
	発注機関名		
	従事役職		
※以上を証明できる 資料を必ず添付すること			
申請時における他 工事の従事状況等	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等	
	本 工 事 と 重 複 す る 場 合 の 対 応 措 置	例)本工事に着手する前の○月○日から後片づけ開始予定のため 本工事に従事可能	

注) 申請時におけるほか工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を
落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

【東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事】

会社名：

事故及び不誠実な行為

1. 営業停止

東京都内において受けた営業停止措置のうち、平成27年1月7日以降に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省 関東地方整備局	(記載例) 平成27年2月1日から 平成27年3月31日(2ヶ月)

2. 指名停止

全国又は関東・甲信越地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、平成27年1月7日以降に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 平成27年2月1日から 平成27年3月31日(2ヶ月)

注 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

地域精通度(緊急時の施工体制)

当該工事区域における技術者・資器材等の拠点の有無	有 ・ 無
--------------------------	-------

注 当該工事区域における技術者・資器材等の拠点がある場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

【東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事】

会社名：

事故及び不誠実な行為

1. 営業停止

東京都内において受けた営業停止措置のうち、平成27年1月7日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間

2. 指名停止

全国又は関東・甲信越地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、平成27年1月7日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間

注1 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

注2 該当が無い場合は、すべての欄に「無し」と記載すること。

地域精通度(緊急時の施工体制)

当該工事区域における技術者・資器材等の拠点の有無	有 ・ 無
--------------------------	-------

注 当該工事区域における技術者・資器材等の拠点がある場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

工 事 請 負 契 約 書(案)

工 事 名 東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事

請負代金額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円也
(消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。)
平成27年度工事出来高予定額 円
平成28年度工事出来高予定額 円

発注者 国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之 と 受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内において施工する。

第3条 着工時期は、平成27年 月 日とする。

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する。ただし、銀行、東京医科歯科大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、保険会社との間に学長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

第5条 完成期限は、平成28年6月30日とする。

第6条 完成通知書は、東京医科歯科大学財務施設部施設企画課に提出するものとする。

第7条 請負代金の請求書は、東京医科歯科大学財務施設部施設企画課に提出するものとする。

第8条 請負代金については、金 円 以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、適法な請求書及び保証事業会社の保証証書を受領後翌月末日までに支払うものとする。請負代金は、適法な請求書受理後翌月末日までに3回以内に支払うものとする。

第9条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

第10条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は、「年2.9%」である。

第11条 この契約についての細目は、別添の工事請負契約基準によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 月 日

発注者

東京都文京区湯島1-5-45
国立大学法人東京医科歯科大学長
吉澤靖之

受注者

平成 年 月 日

設計業務等の受託者と関連のないことの誓約書

住所
商号又は名称
代表者名

下記の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではありません。

記

1. 工事名 (入札公告に記載の工事名を記載すること)
東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事
2. 工事に係る設計業務等の受託者名 (入札公告に記載の受託者名を記載すること)
株式会社 T・S・G

※受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

- ア. 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- イ. 受託者の代表権を有する役員を、建設業者の代表権を有する役員が兼ねている者

入 札 説 明 書

東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成27年6月8日

2 契約者 国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之

3 工事概要等

- (1) 工事名 東京医科歯科大学医科棟空気調和設備他改修工事
- (2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内
- (3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
本工事は、次に掲げる建設工事を施工するものである。

建物用途	病院
構造	鉄骨造、地下部鉄骨鉄筋コンクリート造
階数・規模	地上17階 地下4階 95,062.13㎡
工事内容	空気調和設備一式、自動制御設備一式、換気設備一式、消火設備一式

(4) 工期 原則として、契約締結日の翌日から平成28年6月30日(木)まで。

(5) 使用する主要な資機材

(6) ~~本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札ホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（参考様式）を財務施設部施設企画課施設契約掛に対し、下記8(1)①に掲げる日までに提出して行うものとする。

(8) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条に定めるところにより格付けした管工事に係る平成27、28年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 下記6(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成12年度以降に、病床数400床以上の病院において、元請けとして完成・引渡しが完了した、ユニット型空気調和機の設置工事（更新を含むこと）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械－流体力学」、「機械－熱工学」、「上下水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ ~~経常共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。~~
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 東京都内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営

に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

- ②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4の(9)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・株式会社T・S・G
- (2) 上記4(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点、施工体制評価点は、最高30点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、下記(3)③の評価項目について評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。
- ④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・ 評価値 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) / 入札価格

(3) 実績評価型総合落札方式の評価項目及び評価基準等

評価項目、評価基準及び評価点

評価項目		評価基準	評価点			
			配点	満点		
① 企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績（平成12年度以降の施工実績） （複数の施工実績を提出した者については、そのうちの最低の実績をもって評価点数を与える。）	・国、特殊法人等（※1）及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	4	4	
			・その他の工事実績あり。	2		
			・実績なし又は未提出【欠格】	欠格		
	工事成績	工事成績	当該工事種別の平成25年度及び平成26年度（過去2年度）に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			4
			85点以上	4		
			80点以上85点未満	3		
			75点以上80点未満	2		
			75点未満（含む実績なし）	0		
			各年度の平均点が2年連続で60点未満 【欠格】	欠格		
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引き渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。【欠格】	欠格				
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験（平成12年度以降の施工経験） （複数の施工経験を提出した者については、そのうちの最低の経験をもちて評価点数を与える。）	国、特殊法人等及び地方公共団体発注工事で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	5	5	
			上記以外で、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	3		
			主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0		
			経験なし又は施工経験が分かる書類が未提出。	欠格		
工事成績		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事の過去15年に完成した主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績。※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		5	
			85点以上	5		
			80点以上85点未満	4		
			75点以上80点未満	3		
			75点未満（含む実績なし）	0		
			60点未満 【欠格】	欠格		
② 企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）	事故及び不誠実な行為	あり※ 2	0		
			なし			
	地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	当該工事区域に技術者・資器材等の拠点あり	2	2	
			当該工事区域に技術者・資器材等の拠点なし	0		
合計			20			

※1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年 法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

- ※2
- ① 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が2週間以上1ヵ月未満、及び期間終了後3ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。
 - ② 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が1ヵ月以上2ヵ月未満、及び期間終了後4ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。
 - ③ 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が2ヵ月以上3ヵ月未満、及び期間終了後5ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。
 - ④ 関東甲信越地区における指名停止、又は東京都内における営業停止の期間が3ヵ月以上及び期間終了後6ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合。

施工体制確認型の評価項目及び評価基準等

評価項目、評価基準及び評価点

評価項目		評価基準	評価点	
			配点	満点
③ 企業 の 施 工 体 制	品質確保の実効性	優：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
	施工体制確保の 確 実 性	優：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
合計			30	

- (4) ~~受注者の責めにより、提出された「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」に基づく工事が施工されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うものとする。~~

7 担当部局

〒113-8510

東京都文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約掛

03-5803-5053

8 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（文部科学省発注工事請負等契約規則第13条に基づく価格をいう。以下「低入札価格調査基準価格」という。別添「施工体制確認型総合評価落札方式について」のI1を参照のこと。）以上の者にあつては、電話によるヒアリングとすることがある。

- (1) 日時 平成27年7月8日（水）から平成27年7月16日（木）まで

- (2) 場所 上記7に同じ

- (3) 資料の提出 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては、技術提案書に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記13（3）の開札後、平成27年7月8日（水）17時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は持参又は郵送により、平成27年7月15日（水）17時までとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求めることとなる追加資料は別添「施工体制確認型総合評価落札方式について」のI3のとおり。

また、低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては、下記13（3）の開札後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。その際、追加資料の提出の意向のない者については、下記13（3）の開札後、追加資料の提出を行わない旨を平成27年7月15日（水）17時までに入札参加者へ書面により提出（持参又は郵送とする。）するものとする。その場合にあつては、入札を無効として取り扱うものとする。

- (4) その他 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。下記①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

審査方法の概要は、別添「施工体制確認型総合評価落札方式について」のI4のとおり。

① 追加資料の提出を行わない場合

- (イ) 資料の特定ができない（工事名及び宛名等の記載がない）場合
(ロ) 資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任を受けた者を含む。）
(ハ) 資料の全部又は一部が未提出の場合

- (ニ) 資料の全部又は主要な部分の記載がない場合
- (ホ) 資料が指定された様式で提出されていない場合
- (ヘ) 提出期限までに資料が未提出である場合（資料の一部提出は、提出とは認めない）
- ② ヒアリングに応じない場合
 - (イ) ヒアリング日時に出席しない場合（天災・事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨申し出た場合を除く。）
 - (ロ) 競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は、当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも1名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。）
 - (ハ) 入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合

9 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、東京医科歯科大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 平成27年6月9日(火)から平成27年6月18日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時30分から17時00分まで
- ② 提出先 上記7に同じ
- ③ 提出方法 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ又は電子メール)によるものは受け付けない。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)。

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。なお、②同種の工事の施工実績、④配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成11年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが行われているものに限り記載すること。

- ① ~~施工計画(簡易型)(別紙様式2・別紙1)~~
~~評価項目における技術的事項に対する所見を記載すること。別紙提案内容の注意書きに留意の上、記載すること。~~

- ② 同種工事の施工実績(別紙様式2・別紙2)

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6(3)表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資

料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6（3）表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

③ 工事成績（別紙様式2・別紙3）

管工事における平成25年度及び平成26年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成25年度及び平成26年度に完成し、工事成績評定を受けた全ての管工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置に基づく指名停止を行うことがある。

i) 上記6（3）表中「工事成績」において、2年連続で年度の平均点が60点未満である場合。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成25年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月に渡り改善されず繰り返された場合。

なお、上記6（3）表中の「所管独立法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

④ 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙4）

i) 配置予定技術者の同種工事の施工経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記6（3）表中「資格」、「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6（3）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする（(ii)を含む。）。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が重視したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6（3）表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事（主任（監理）技術者として従事したもののみ評価する。）の過去15年に完成した工事成績評定通知書の写しを1部提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

・上記6（3）表中「工事成績」において、60点未満である場合。

⑤ 事故及び不誠実な行為（別紙様式2・別紙5）

全国又は関東甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び東京都内において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内（平成27年1月7日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑥ ~~I S O 9000・I S O 14000 シリーズ（別紙様式2・別紙5）~~

~~I S O 9001 及び I S O 14001 の取得状況について記載し、取得している場合は、このことを証明できる資料を添付すること。~~

⑦ 地域精通度（緊急時の施工体制）（別紙様式2・別紙5）

東京23区内に技術者・資器材等の拠点（本店、支店又は営業所）があるか確認する。

⑧ ~~V E 提案と V E 提案に基づく施工計画（別紙様式2・別紙）~~

~~V E 提案により施工しようとする場合は、評価項目における技術的事項に対する所見を記載すること。V E 提案を行わない場合でも本様式を提出すること。別紙様式2・別紙10の注意書きに留意の上、記載すること。~~

⑨ ~~工事全般の施工計画（別紙様式2・別紙）~~

~~工事全般の施工計画として技術的事項に対する所見を記載すること。別紙様式2・別紙11の注意書きに留意の上、記載すること。~~

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年6月26日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(4) その他

① 申請書、資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 東京医科歯科大学長は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして東京医科歯科大学長（補助者含む。）が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤ 複数の申請書等の提出書類は、マイクロソフト社のワード又はエクセル、ジャストシステム社の一太郎により作成したファイルにより添付することとし、添付資料は、1つのファイルにまとめて添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。提出書

類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを平成27年6月18日（木）17時00分までに必着で持参すること。

この場合においても、別紙様式については、書類とは別に、マイクロソフト社のワード又はエクセル、ジャストシステム社の一太郎により作成したファイルをCD-Rのいずれか1枚に保存し提出すること。持参で書類を提出した場合は、次の内容を記載した書類（書式自由）のみを送信すること。なお、この書類の押印は不要。

- ・持参とする旨
- ・持参する書類の目録
- ・持参する書類の頁数
- ・発送年月日

なお、持参する場合は、別紙様式2に押印すること。

⑥ 申請書に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、東京医科歯科大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限 平成27年7月3日（金）17時00分

② 提出先 上記7に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、平成27年7月10日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

~~11 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者に対する理由の説明~~

~~(1) 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者、又は評価されなかった者は、東京医科歯科大学長に対して、その理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。~~

~~① 提出期限：平成 年 月 日（ ） 時 分~~

~~② 提出先：上記7に同じ~~

~~③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。~~

~~(2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、平成 年 月 日（ ）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。~~

12 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり、書面（様式自由）により提出すること。

① 提出期間 平成27年6月9日（火）から平成27年6月26日（金）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分までに行うこと。

② 提出先 上記7に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 期 間 平成27年7月1日（水）から平成27年7月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時30分から17時00分まで。

② 場 所 上記7に同じ

13 入札書の提出及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出期間 平成27年6月29日（月）から平成27年7月6日（月）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時30分から17時00分まで。ただし、平成27年7月6日

(月)は11時00分まで。

- (2) 入札書の提出場所 上記7に同じ。
- (3) 開札日時 平成27年7月7日(火) 11時00分。
- (4) 開札場所 国立大学法人東京医科歯科大学 1号館西3階財務施設部入札室
- (5) その他 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、東京医科歯科大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1.4 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものの場合の入札書は、上記7に持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ・電子メール)による入札は認めない。工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒を各々封印して提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は銀行、発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上(特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上)とする。
~~また、発注者は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債(以下「入札保証金等」という。)を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債(以下「契約保証金等」という。)の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金の額を控除した金額とする。~~

1.6 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Word (Word2003形式以下で保存)
 - ・Microsoft Excel (Excel2003形式以下で保存)
 - ・JustSystem 一太郎 (2007形式以下で保存)
 - ・PDFファイル (Acrobat8以下で保存)なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。容量が大きく3MB以内に収まらない場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。
- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。提出した工事費内訳書について東京医科歯科大学長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第1号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

【表】 工事費内訳書確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 東京医科歯科大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された技術提案書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回

の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記（１）に違反して行われず、競争加入者心得第３２第１１号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を０点とするとともに、加算点についても０点とする場合がある。

1.7 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。１回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1.8 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、東京医科歯科大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成２１年３月３１日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第３５に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。

1.9 落札者の決定方法

- (１) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第１９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。
- (２) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第２０条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同要項第２４条の４の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の１を参照とすること。

2.0 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については７５％、共通仮設費については７０％、現場管理費については７０％、一般管理費等については３０％のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。特別重点調査の詳細については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照とすること。

- 2 1 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- 2 2 契約書作成の要否等
別冊契約書(案)により、契約書を作成するものとする。
- 2 3 支払条件
請負代金(前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。)は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。
- 2 4 工事保険
受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
- 2 5 ~~受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)」に基づく、住宅建設瑕疵担保責任保険を締結又は住宅建設瑕疵担保保証金の供託をするものとする。~~
- 2 6 非落札理由の説明
(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に、東京医科歯科大学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。
① 提出先: 上記7に同じ。
② 提出方法: 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。
(2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により回答する。
- 2 7 再苦情申立て
(1) 東京医科歯科大学長からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9(2)又は26(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により東京医科歯科大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。
書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。
提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。
- 2 8 関連情報を入手するための照会窓口
上記8に同じ。
- 2 9 手続きにおける交渉の有無 無
- 3 0 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 3 1 その他
(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者

- 心得を遵守すること。
- (3) 申請書、資料又は技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことはできない。
- (6) 第1回目入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
- この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。
- なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
- また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間 平成27年6月9日（火）から平成27年6月26日（金）まで。持参する場合は、上記期間の9時30分から17時00分までに行うこと。
- ② 提出先 上記7に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。
- ④ 回答書 数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- (ア) 期 間 平成27年7月1日（水）から平成27年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の9時30分から17時00分まで。
- (イ) 場 所 上記7に同じ。
- ⑤ その他 数量書の取扱い、数量公開の範囲等については別紙「数量公開の説明書」のとおりとする。
- (10) 上記20に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。
- なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- (11) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク
電話：050-5546-8368
- ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人
大学共同利用機関法人
人間文化研究機構
自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構
情報・システム研究機構
独立行政法人 日本原子力研究開発機構
独立行政法人 国立女性教育会館
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人 大学入試センター
独立行政法人 物質・材料研究機構
独立行政法人 国立科学博物館
独立行政法人 国立美術館
独立行政法人 国立文化財機構
独立行政法人 科学技術振興機構
独立行政法人 宇宙航空研究開発機構
独立行政法人 日本スポーツ振興センター
独立行政法人 日本芸術文化振興会
独立行政法人 日本学生支援機構
独立行政法人 国立高等専門学校機構
独立行政法人 防災科学技術研究所
独立行政法人 理化学研究所

独立行政法人 日本学術振興会
独立行政法人 教員研修センター
独立行政法人 大学評価・学位授与機構
独立行政法人 国立大学財務・経営センター
独立行政法人 放射線医学総合研究所
独立行政法人 海洋研究開発機構

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても認めます。

【入札説明書 別紙】

施工体制確認型総合評価落札方式について

I 施工体制確認型総合評価落札方式

- 1 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第20条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同要項第24条の4の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.35を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。（「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。なお、添付書類の提出は不要。）

- ・ 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・ 配置予定技術者名簿（様式5）
- ・ 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・ 機械リース元一覧（様式9-2）
- ・ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ・ 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ・ 建設副産物の搬出地（様式11）
- ・ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- ・ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- ・ 施工体制台帳（様式16）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、技術提案書、本文記10の施工体制確認のためのヒアリ

ング、記2(1)の追加資料及び工事費内訳書をもとに、次の各項目について行う。
なお、記2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る現実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請け業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした下記Ⅱ3の表上欄に掲げる各費用項目の金額（「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

①建築副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、12）

②安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、14-2）

③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、13-2、13-3）

(3) 施工体制確保の現実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る現実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情があ

る場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記1の低入札価格調査基準価格に満たないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認(証明)できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか(様式4、16)
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか(様式8-2、9-2、10-1、10-2)
- ③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか(様式5)

II 最低基準価格を下回った場合について

- 1 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第24条の4の規定に基づき調査を実施する。
- 2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1) から(10) までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9) の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)

- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

3 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

4 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要項」に基づき作成の上、提出すること。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）

- (12) 工種別労務者配置計画（様式 10－ 2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式 11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－ 1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－ 2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－ 3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－ 1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14－ 2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式 14－ 3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式 14－ 4）
- (22) 誓約書（様式 15）
- (23) 施工体制台帳（様式 16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求められることがある。

6 特別重点調査の対象者は、4及び5の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

7 4の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、4の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

8 4の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

9 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、3の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

10 4及び5の資料を期限までに提出しない場合又は8の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第35の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、受注者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。

11 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったこと

が明らかとなった場合又は 12 に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

- 12 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 13 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式 15 による誓約書など関係情報の通報を行う。また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 14 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の 10 分の 3 以上とし、前金払の割合については請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第 4 第 2 項及び第 5 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」とし、同基準第 34 第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」とし、第 5 項、第 6 項及び第 7 項もこれに準じて割合を変更する。
- 15 特別重点調査の結果は、公表することがある。

特別重点調査資料等作成要領

作成要項（各様式共通）

1. 入札者は、契約責任者があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、契約責任者が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 契約責任者は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式1 当該価格で入札した理由

記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によって自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

1. 設計図書に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、

自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、別表に示す租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費などを適切に計上するものとする。
このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、別表に示す法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回る時は、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式2-3 一般管理費等の内訳書

記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

様式3 VE提案等によるコスト縮減額明細書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
(例) 購入土○ × △△ = ▲▲▲ (単価○○○円/m³)
発生土◇ × ■■ = □□□ (単価○○○円/m³)
◆◆m³を削減
2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の削減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら削減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式6-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の削減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら削減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式7 契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の削減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら削減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式8-1 手持ち資材の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

様式8-2 資材購入予定先一覧

記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する書類を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は

製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し，原価計算書等を添付する。

様式9-1 手持ち機械の状況

記載要領

1. 本様式は，契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は，手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含む。）。
例えば，年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について，その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など，本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について，原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所，所在地，種類，数量，取得時期，取得価格，評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式9-2 機械リース元一覧

記載要領

1. 本様式は，入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には，機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で，当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には，入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社，同族会社，資本提携会社等
また，取引年数を括弧書きで記載する。
5. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし，「単価」の欄に，自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば，年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を，「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を，それぞれ記載する。

添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式10-1 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内の外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式10-2 職種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式 1 1 建設副産物の搬出地

記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 1 2 建設副産物の扱出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

1. 本様式は、様式 1 1 に記載した建設副産物の搬出、工事現場への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式 1 1 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 1 1 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1

年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式13-1 品質確保体制 (品質管理のための人員体制)

記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含む。)を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれかに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当然金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者(元請)が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

様式13-2 品質管理体制 (品質管理計画書)

記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場

合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 1 4-2 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制

制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式14-3 安全衛生管理体制（仮設置計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定業者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載

- の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、その者が自社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
 3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

様式15 誓約書

記載要領

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額に消費税等相当額を加えた金額を記載する。
4. 記3の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
5. 「〇〇〇円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。

添付書類

1. 当該年度において、契約対象工事以外の文部科学省所管の発注工事に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。
2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
3. 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を越えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
3. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

国立大学法人東京医科歯科大学競争加入者心得

(趣旨)

第1 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学会計規則その他の規則、規程及び国立大学法人東京医科歯科大学工事請負契約細則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び18条の規定に該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第17条中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札公告において指定した期日までに、その者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	同上
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同上

オ	地方債	債券金額
カ	学長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
キ	銀行又は学長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は学長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は学長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は学長が確実と認める金融機関の保証	保証金額

第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のアからカに指定する有価証券であるときは、あらかじめ当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これを入札保証金納付書に添えて提出しなければならない。

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第6、第7及び第8に規定するものの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第5から第9までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金

額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第11 競争加入者は、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。

（入札保証金の本学帰属）

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

（入札）

第14 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2号及び前号の入札金額には、入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を別添1の入力画面上において作成のうえ提出することができる。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び18条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第17条中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。)及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第25 競争加入者は、別紙第3号様式の入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を電子入札システムの入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 省略

第27 省略

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

第31 競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

第32 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- ① 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- ② 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- ④ 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- ⑤ 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- ⑥ 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- ⑦ 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- ⑧ 所定の入札保証金、入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- ⑨ 入札公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書
(開札)

第33 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第45条に規定する契約にあつては、価格及びそ

のほかの条件が本学にとって最も有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第35 予定価格が1,000万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格(国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第45条に規定する契約にあつては、価格及びそのほかの条件が本学にとって最も有利なもの(総合評価落札方式の契約にあつては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの)の次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、本学の行う調査に協力しなければならない。

第36 予定価格が1,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格(国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第45条に規定する契約にあつては、価格及びそのほかの条件が本学にとって最も有利なもの(総合評価落札方式の契約にあつては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの)の次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、本学が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、合理的と認められる期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第42 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第40に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を学長に提出しなければならない、ただし、学長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第43 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

ただし、契約保証金の全額又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

第44 契約の相手方は、契約保証金を本学の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店、又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これを別紙第4号様式の契約保証金納付書（以下「契約保証金納付書」という。）に添えて納付しなければならない。

第45 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

第49 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手とその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、本学が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の本学帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第1号様式

入札保証金納付書

入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付される担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔 請負に付される工事名 〕

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金として、上記金員を納付します。
この入札保証金は、入札の結果落札した場合において公告（指名通知書）に示された手続きをしなかったときは、国立大学法人東京医科歯科大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、 押印 〕

第2号様式

入 札 辞 退 届

〔 請負に付される工事名 〕

このたび、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、 押印 〕

第3号様式

入 札 書

〔 請負に付される工事名 〕

入札金額

金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、 押印 〕

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

第4号様式

契約保証金納付書

契約保証金が現金であるときはその金額、契約保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔 請負に付される工事名 〕

上記工事の契約保証金として、上記金員を納付します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、国立大学法人東京医科歯科大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

受注者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、 押印 〕